

公平性を確保するために

介護保険料の滞納整理を強化しています

■介護保険料について

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度です。介護保険に必要な財源は国県町が半分を負担し、残りの半分は介護保険加入者が保険料として負担していただくこととなります。

介護保険料を滞納していると期間に応じて次のような措置がとられます。

① 1年以上滞納した場合

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付が支払われる形となります。

② 1年6カ月以上滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

③ 2年以上滞納した場合

滞納した期間に応じて、利用者負担が1割または2割から3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

また、上記①～③の措置と併せて、納期限内に納付がなく、督促、催告に対する誠意が見られない場合には、期限内納付者との公平性を保つために、財産調査を行い差押等の滞納処分を執行します。

なお、災害など特別な事情で介護保険料を納付することが難しい場合はそのままにせずご相談ください。

■問い合わせ

介護保険課 介護保険班

☎ 0820 (73) 5503

税務課 徴収対策班

☎ 0820 (74) 1031

国民年金保険料の控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、納付された全額が社会保険料控除の対象になり、年末調整や確定申告の際に1年間の納付額を申告することにより税の控除が受けられます。

このため日本年金機構本部から、納付された国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。

送付時期は、本年1月1日から9月30日までに保険料を納付された方は、11月上旬に、年の途中から国民年金に加入された場合などで、10月1日以降に本年初めて保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

年末調整、確定申告及び住民税の申告の手続きの際は、この控除証明書や領収証書を必ず添付してください。

◆問い合わせ 日本年金機構

(平成28年3月15日(火)まで)

☎ 0570 (058) 555

(ナビダイヤル)

※050から始まる電話でおかけになる場合は

☎ 03 (6700) 1144

エルタックス eLTAX で！ 地方税の申告は

eLTAXは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

- ・手続きは自宅やオフィスから
- ・複数の地方公共団体へまとめて一度に送信
- ・eLTAXのサービスは無料

◆法人市町村民税

平成27年4月1日から全ての地方公共団体で電子申告の受付が可能となりました。

◆固定資産税（償却資産）

平成27年12月21日から全ての地方公共団体で電子申告の受付が可能となる予定です。

eLTAXに関する、詳しい情報はホームページをご覧ください
ホームページアドレス <http://www.eltax.jp/>

ヘルプデスクへのお問い合わせ ☎ 0570-081459

eLTAXをご利用できる時間 8:30～24:00

(土日祝、年末年始は除く。)

一般社団法人 地方税電子化協議会